

○時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信、及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件（平成二十一年総務省告示第二百四十七号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>一・二 (略)</p> <p>三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの技術的条件</p> <p>1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1) 基地局の送信装置 (表略)</p> <p>注1 基地局が使用する周波数帯（<b>七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</b>の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における</p>	<p>一・二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>1 (同上)</p> <p>(1) (同上) (表同上)</p> <p>注1 基地局が使用する周波数帯（<b>八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九五MHzを超え九六〇MHz以下、五、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</b>の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>(2) (同上)</p> <p>2 (同上)</p>

不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の許容値を、それぞれ適用する。

(2)(1) (略)  
陸上移動局の送信装置

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八六〇MHz以上八九〇MHz以下（七一八MHzを超え七四八MHz以下の電波の周波数を使用するものにあつては四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHzを超え九一〇MHz以下）を除外するものにあつては八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値  任意の六MHzの帯域幅における平均電力が（二）二六・二デシベル以下の値。ただし、七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継

(2)(1) (同上)  
(同上)

周波数 (略)	不要発射の強度の許容値 (略)
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値

<p>七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	<p>を行うものを除く。)に限る。</p>
<p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>	<p>(略)</p>
<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値。ただし、<b>七一八MHzを超え七四八MHz以下及び九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)</b>に限る。</p>

注 五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯域に限る。ただし、**四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一〇〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯域にあつてはこの限りでない。**

<p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>	<p>(略)</p>
<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値。ただし、<b>九四五MHz以上九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)</b>に限る。</p>

注 五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯域に限る。

3・4 (略)  
四〇七 (略)

3・4 (同上)  
四〇七 (同上)